

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例案

令和4年(2022年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第37号)の一部を次のように改正する。

(1) 第9条中「ときは」の次に「、市長(任命権者が教育委員会である場合にあっては、教育委員会)が別に定める場合を除き」を加える。

(2) 第14条に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」とする。

(3) 第20条第1項中「18日」の次に「(1月の日数(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。)が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

(4) 附則に次の1条を加える。

(令和4年度における通勤手当に関する特例措置)

第8条 第13条第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対する令和4年4月から令和5年3月までの通勤手当の支給については、給与条例(附則第9項の規定は、適用しない。

(5) 別表1から別表3までを次のように改める。

別表1

会計年度任用職員事務補助職給料表

号俸	給料月額
	円
1	151,400
2	156,300
3	161,500

備考 この表は、市長が別に定める事務補助の業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

別表 2

会計年度任用職員標準職給料表

号俸	給料月額
	円
1	182,100
2	188,200
3	194,200
4	200,300
5	206,300
6	212,100
7	218,100
8	224,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表 3

会計年度任用職員専門職給料表

号俸	給料月額
	円

1	233,000
2	239,400
3	245,800
4	252,600
5	259,800
6	266,600
7	273,300
8	279,700

備考 この表は、市長が別に定める専門性の高い業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第20条第1項の改正規定は公布の日から、附則に1条を加える改正規定は札幌市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）の施行の日から施行する。

（理 由）

本市の一般職の職員の給与改定等を考慮して、本市の会計年度任用職員の給料表の改定を行うとともに、期末手当を引き上げる等のため、本案を提出する。